

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	くるめし	ふりがな	くるめしみのうほくろくちくかつせいかけいかく
計画主体名	久留米市	活性化計画名	久留米市耳納北麓地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和2年度～令和6年度 令和2年度～令和5年度	総事業費(交付金)	188,000千円(91,500千円)
活性化計画目標	久留米市耳納北麓地区を中心とした市東部の 交流人口の増加 目標値:1,975千人 (現状値1,946千人)	事業活用活性化計画目標	①交流人口の増加 目標値1,975千人 (現状値1,946千人) ②地域産物の販売額の増加 目標値796,471千円(現状値740,903千円)

計画主体 確認の日付	令和2年2月21日	農林水産省 確認の日付	令和2年3月2日
------------	-----------	-------------	----------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	○	本計画では、農村地域の人口減少や高齢化による地域の活力低下が著しい久留米市耳納北麓地区を対象とし、地区で生産される農産物の販売力強化や豊かな自然景観等を活用した事業の充実により地区の活性化を図るものとする。その中で、「道の駅くるめ」は主要国道に面し、久留米市中心部や福岡都市圏から年間150万人が訪れ、当該地区内からも比較的容易にアクセスできる位置に所在している。また、この道の駅くるめは、本市及び当該地区の特性である緑花木の流通、販売の拠点エリアである「くるめ緑花

				<p>センター」に位置している。そのため、本計画では、久留米市の山本、草野、竹野、水縄校区に加え、くるめ緑花センターが属する善道寺校区の一部を当該地区と設定し、道の駅くるめに多目的施設、出荷物等調整施設を整備し、農産物販売力機能を強化することにより交流人口増と、それによる地域農産物の消費拡大、農業体験・農家民泊の実施による地区の農家の所得向上を図ることとしている。</p> <p>以上のことにより、本計画は、都市住民との直接交流や農産物の消費拡大を通じて生産者の意欲向上につなげ、当該地区を中心とする農山村の活性化を図るものであり、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」第5条2三ハ「農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業」に適合している。</p>
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	○	<p>事業活性化計画目標は「交流人口の増加、農産物の販売促進、農業体験、農家民泊の参加者増」としており、評価指標は「交流人口 1,975 千人、地域産物の販売額増加 796,471 千円」である。この目標及び評価指標を達成するための対象事業として多目的施設、出荷物等調整施設整備を設定しており事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成は妥当である</p>
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○	○	<p>活性化計画目標では、事業実施により地域の活性化と交流人口を増加するものであり、事業活性化計画目標においては久留米市耳納北麓地区の地域活性化を図る上で必要不可欠な施設である多目的施設、出荷物等調整施設を整備することにより地区の農産物の販売促進、農業体験、農家民泊の参加者増により地区への交流人口増、地域の活性化を図るものであり整合性は確保されている。</p>
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	—	—	<p>現在、当市及び当地区での活性化計画はない。</p>

1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	○	久留米市新総合計画第3次基本計画、久留米市地方創生総合戦略、第2期久留米市食料・農業・農村基本計画において久留米市耳納北麓地区を対象に農村地域の活性化、緑花木産業の振興を図る「みどりの里づくり」エリアとして位置づけられており、調和が図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	○	当地区を代表とする組織としてみどりの里・耳納風景街道推進協議会がある。これは、地区を含めた久留米市の耳納北麓エリア及び隣接するうきは市の耳納北麓エリアの校区コミュニティ組織が加入した組織で、耳納北麓地域の風景を活用し、様々な課題や振興策を協議、実践してきた団体である。この団体の役員と意見交換会を実施し、十分な合意形成を図っている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	○	地区内で都市間交流を行う農家民泊を実施している農家（7農家）の主体は女性であり、これらの農家に計画の推進、進捗を定例的な（月一回程度）会合で報告・協議することにより女性の意見や提案を聞く機会を設けている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○	○	多目的施設、出荷物等調整施設の整備は久留米市が事業実施主体となりみどりの里づくり推進課が担当部署として事業推進にあたりるとともに、道の駅くるめの指定管理者として運営を行う（一財）久留米しみどりの里づくり推進機構と協議を実施し、連携強化を行っており、体制は確立されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	○	久留米市耳納北麓地区活性化計画の目標は久留米市耳納北麓地区を中心とした市東部の交流人口の増加であり事業活性化計画の目標は交流人口の増加、地域産物の販売額の増加であり、事業内容は久留米市耳納北麓地区の農産物等の販売力強化を図るための多目的施設、出荷物等調整施設の整備としている。当該整備により地区の農産物の販売を行う道の駅の機能が向上することにより、来場者が増加することで交流人口は増加し、直売館の売

				上が増加することで地域産物の販売額が増加するため、整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	○	○	本計画では交流人口の増加、地元農産物販売促進を目標とし、1-3のとおり久留米市新総合計画第3次基本計画、久留米市地方創生総合戦略、第2期久留米市食料・農業・農村基本計画と整合がとれている。
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○	○	多目的施設、出荷物等調整施設については、原則3年であるが、実施主体の久留米市の財政状況により多目的施設の実施設計と整備を2か年、出荷物等調整施設の実施設計、整備を2か年の合計4年で実施することとしている。 そのため、実施期間は4年及び計画期間6年としており、計画期間、実施期間は適切である。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	—	—	要領別表3の2農山漁村交流対策型第1農村地域等振興支援における要件について、必要な許認可はない。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	○	交付要望額 91,500 千円 交付限度額＝対象事業費 183,000 千円×交付額算定交付率 1/2＝91,500 千円であり範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○	○	当地区の農林地面積は地区全面積の85%を占めており、農林水産業従事者は地区全体の38%を占めており、法第3条第1号に適合している。 また、当地地区では人口減少（H21→H31：759人減）、高齢化の進行（H21→H31の65歳以上の割合：7.7%上昇）が顕著な農山村地域であるため法第3条第2号に適合している。 併せて、地区からの農産物、農産加工品の主たる出荷先であり都市と農村の交流を図る道の駅くるめと連携できる地域であるため、活性化計画区域の設定は適切である。

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄	判断根拠
----	----	-------	------

		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	○	本計画は新規に取り込む事業であり、自力若しくは他の助成により実施または既に完了した施設を対象とするものではない。出荷物等調整施設については、不足する農産物等のストックヤード等の機能を拡充し、販売力を強化するために新設するものとなっている。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	○	設計及び施工を行う業者は久留米市建設工事等入札参加資格に関する規定に基づき入札業者を決定するため、設計においては構造検討を行い安全性が担保される。また、設計施工の検査については久留米市の規定に基づき建築士資格を有する久留米市の職員による検査を行う。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利活用促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	○	○	整備にあたっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準等に基づき実施する。その中で、多目的施設は屋根形状のため金属の骨格を予定しているが、出荷物等調整施設は構造を木造、内装もできる限り木質部材を使用する予定としている。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	○	○	多目的施設は金属骨格等となるが、出荷物等調整施設については、久留米市の規定に基づき、本市職員の監督により建築基準法、木造の継手及び仕口の構造方法を定める検討に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっている。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	○	○	要領第8の2（3）アにより撤去に係る経費は交付対象にしていない。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭	○	○	資産の耐用年数に関する省令別表により、木造で事務所用とする

	和 40 年大蔵省令第 34 号) 別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか			出荷物等調整施設の耐用年数は 24 年、骨格材肉厚が 4mm 超の金属造である店舗用の多目的施設の耐用年数は 34 年である。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○	○	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき、効果額について第 3 の 1 地域間交流の（1）農林水産物販売促進効果、（3）農林漁業体験効果 a 移動費用、b 交流施設利用・宿泊費用、c 交流体験機会費用、及び第 4 地域活性化効果の（1）コミュニティ活動促進効果により算出。 年効果額 16,345 千円、総合耐用年数 27.8 年、廃用損失額 20,909 千円により投資効果の算定は 1.31 となり適切である。
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○	○	費用対効果算定により結果は投資効率 = 1.31 である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	○	事業内容は、実施要領の別表 3 における交付対象事業の第 1「農村地域等振興支援」の（1）多様な農山漁村と都市との交流の促進及び地域農林漁業者の安定的な就業・所得機会の創出に必要な施設等の整備であり、実施メニューは「地域資源活用交流促進施設」における「㉞地域連携販売力強化施設」である。また、実施主体は久留米市であるため要件を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	○	事業実施主体は久留米市であるため個人に対する交付ではない。また、完成後の運営は久留米市指定管理者制度により指定管理者に運営させるため目的外使用はない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	○	現在の久留米市耳納北麓地区を中心とした市東部エリアの入り込み客 1,946 千人（H28～H30 年度平均）とし、今後の施設整備や施設の活用によるイベント実施により増加が見込める。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえている	○	○	近隣の道の駅には近隣に同様の機能を有する施設はなく、隣接の

	か			直売館と連携することにより、道の駅くるめの来場者増加に繋がる。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	○	道の駅くるめの開館時間と連動して利用することにより、同施設の来場者がそのまま利用者となる想定をしている。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	○	設置場所は主要幹線である国道 210 号沿いにあり、様々な緑花木が購入できるくるめ緑花センターに隣接する道の駅の施設内である。地区内には大規模な直売所が存在せず、多数の来場者が見込める道の駅くるめとの連携は地区の活性化に不可欠である。地区を中心に耳納北麓で生産された農産物を販売する直売館の人气が高く、販売場所やストックスペースが不足していたものに対応できる施設規模とする。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	○	道の駅くるめは市内東部随一の集客施設であり、市の 6 次産業化や地産地消の推進を行う施設である。運営を行う指定管理者と連携し、今後も市の農業施策の推進や地域観光情報の発信、地域防災の役割を十分に発揮できるよう検討している。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	○	道の駅くるめへ出荷を行う出荷者の半数は女性であり、出荷者で構成される「道の駅くるめ出荷者協力会」との協議を実施しているため、運営に女性の意見が反映される仕組みとなっている。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○	○	積算については「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共建築工事共通費積算基準」等により行う。また、積算規模については、現状の利用状態や必要な面積の積算に加え、利用者の意見を反映し整備内容の概要を決定しており、過大な積算とはしていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	○	「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共建築工事共通費積算基準」等に則り施設の設計は過大なものにならないよう事業積算を行っているため、必要最小限の整

				備となっている。特に出荷物等調整施設については、他の既存施設と同様に木造を予定しており、RC造に比較して建設コストの縮減を図っている。
	付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	—	該当なし
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	—	該当なし
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	○	整備予定地は、主要幹線国道 210 号沿いにある道の駅ぐるめ敷地内であり、駐車場も十分にあり集客力に優れている。道の駅ぐるめは年間 150 万人の集客力がある。また、整備予定地区は、本計画地区にも隣接し、かつ主要幹線沿の施設であるため、出荷等を行う農林業者への利便性も確保されている。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	○	施設用地は久留米市有地であり久留米市が建設する多目的施設、出荷物等調整施設については問題ない。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	—	該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表 2 の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 4 の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	—	—	該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）	○	○	整備する施設は延べ床面積 1,040 m ² であるため、1,500 m ² 以下であるため範囲内である。

	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。(既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか)	○	○	整備予定施設：延べ床面積=1,040 m ² 、総事業費：188,000 千円のため、188,000/1,040≒180 千円となり、1 m ² 当たり 29 万円以内である。また、施設の延べ床の面積は 1,040 m ² であるため範囲内である。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○	○	施設整備箇所については地区内に設定するため、地域内外の相互連携が図られるものとなる。また、施設整備箇所は福岡都市圏からの来場者を含め年間 150 万人を超える来場者がある道の駅くるめであるため、都市と農村の相互連携も図られるものとなる。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	○	既存施設に付加することにより、これまで以上の販売力強化・地区の知名度アップによるブランド化を推進するために必要な施設である
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○	○	多目的施設、出荷物等調整施設は 1 年間を通じて運営されるものであり、農産物の販売やストック場所、イベントの活用により地区をはじめとする地域の所得向上を生み出すことができる。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○	○	多目的施設では農産物や加工品に関するイベントを実施する予定であり、出荷物等調整施設では農産加工品に関する研修等を行うため、6次産業化の推進に寄与できる施設である。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	○	多目的施設、出荷物等調整施設の実施主体は久留米市であり、設置においては庁内で予算措置、償還計画について検討されている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	○	実施主体である久留米市の入札方式は基本的に一般競争入札を行っている。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済	○	○	施設の根本的な維持管理は久留米市が行っている。また、日常の

	みか)			維持管理は（一財）久留米市みどりの里づくり推進機構が行っており、指定管理者制度による協定の取り決めにより適正に行われる。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	○	道の駅くるめは、（一財）久留米市みどりの里づくり推進機構が指定管理者として運営しており、財団の運営は税理士の管理のもと理事会及び評議会の議決により適正に執行されている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	—	合体施策ではない。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	○	○	重複申請はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○	○	生産振興を主たる目的とする施設ではない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○	○	他の施策の交付対象ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成28年4月1日付け27農振第2342号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	—	—	

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。